

議 第 6 5 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）6月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新潟県柏崎市子ども・子育て支援会議設置条例」
を「新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後	改正前
(最低基準の向上) 第3条 市長は、新潟県柏崎市子ども・子育て会議設置条例（平成26年条例第6号）第1条の規定に基づき設置する柏崎市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略)	(最低基準の向上) 第3条 市長は、新潟県柏崎市子ども・子育て支援会議設置条例（平成26年条例第6号）第1条の規定に基づき設置する柏崎市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。 (職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第44条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) (略)

改正後	改正前
(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第47条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)